

あずさがわ3ダム湖面利用規約

(はじめに)

第1条

あずさがわ3ダム湖面利用協議会（以下、「協議会」という）総会にて、奈川渡ダム、水殿ダム、稲核ダム（以下、「あずさがわ3ダム」という。）の湖面利用を管理運営する団体を一般社団法人信州・乗鞍グリーンツーリズム（以下、「運営団体」という）と定める。

(目的)

第2条

運営団体は、あずさがわ3ダムの湖面の有効利用及び環境保全並びに安全利用等を推進するにあたり、協議会において策定されたあずさがわ3ダム湖面利用基本方針及びあずさがわ3ダム湖面利用規則に基づき、あずさがわ3ダム湖面利用規約（以下、「利用規約」という。）を以下のとおり定める。よって運営団体が実施する事業に参加する者は、あずさがわ3ダム湖面利用（以下、「湖面利用」という）に関してこの利用規約を遵守しなければならない。

(基本方針)

第3条

湖面利用する場合は以下の基本方針を遵守すること。

1. 湖面利用による地域共生：湖面利用はダム管理者並びに地域住民の理解の上で利用できるとの認識のもと、地域住民との共存、調和をとり、問題が発生した場合は解決に向けて努めなければならない。
- (2) 湖面利用における安全の確保：湖面利用により、考え得るすべての事故防止に必要な措置を講じるほか、不慮の事故等に備え損害保険に加入する事。また、緊急連絡体制、初動体制を構築しなければならない。
- (3) 発電事業及び周辺環境の保全：湖面利用によりダムの運用に支障をきたすこと、管理設備や湖岸に損傷を与えること、または、構造物の設置により貯水池容量の減少や疎通能力の阻害など本来ダムが持つべき機能を低下させることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。また環境保全 湖面利用により、貯水池水質、景観の阻害及び利用にあたって排出した廃棄物等の発生などダム湖及び周辺的环境悪化を招かないよう必要な措置を講じなければならない。

(湖面利用者および船舶の範囲と登録)

第4条

湖面利用及び利用船舶について、以下のとおりとする。なお、この対象範囲は、船舶等により湖面を利用する者または船舶であり、船舶及びその所有者並びに 同船者も対象となるが、協議会が認める者および船舶、並びに、湖岸からの利用については適用されない。

- (1) 湖面利用者の範囲：ダム湖面利用者の範囲は、協議会が定めた者のほか、運営団体が実施する事業に参加する者、又は運営団体の長が認める者とする。以下に湖面利用者に対しての細則を記載する。

- ①湖面利用について個人使用（任意団体を含める）は認めず、法人格を持った団体（以下、「利用団体」という）のみの利用とする。
- ②利用団体の本店事業所は安曇・奈川地域内に置く事とする。
- ③利用団体の従業員の過半数は安曇・奈川地域内に住居を置く事とする。
- ④利用団体の代表者は安曇・奈川地域内に住居を置く事とする。

- ⑤利用団体は湖面を利用するにあたって、あずさ3ダム湖面利用規程（以下、「湖面利用規程」という）に定められた年会費及び利用料を納めなくてはならない。
- ⑥利用団体は利用の際に損害賠償保険及び傷害保険に加入する事とする。
- ⑦利用者全てが各種救命講習に参加する事とする。
- ⑧ ①～⑦における細則は湖面利用規程にて定めることとする。

湖面利用船舶の範囲：湖面利用する全ての船舶については、別紙-1「あずさ3ダム湖面利用船舶登録届出書兼誓約書」を、運営団体に提出しなければならない。

（湖面利用期間及び利用時間帯）

第5条

湖面利用期間及び利用時間帯を以下に定める。また、必要に応じて細則は湖面利用規程にて定めることとする。

- (1) 湖面利用期間：4月1日から11月30日までとする。
- (2) 利用時間帯：日出から日没までとする。

（湖面利用計画の提出）

第6条

協議会への報告や損害賠償保険の加入、事故発生時の把握、利用料の徴収等の為、湖面利用計画書を運営団体に提出しなければならない。細則は湖面利用規程にて定めることとする。

（ダム湖進入路の利用）

第7条

利用可能なダム湖進入路を以下5箇所とする。またその利用方法も以下のとおりとする。

- (1) 旧奈川レイクサイドキャンプ場進入路：第4条において認められた利用団体に対し、運営団体の長が門扉の解錠方法を通知することとする。なお、第4条に定める利用団体以外の者にこの解錠方法を教えてはならない。
- (2) 水殿ダム竜島調整池進入路：第4条において認められた利用団体に対し、運営団体の長が門扉の解錠方法を通知することとする。なお、第4条に定める利用団体以外の者にこの解錠方法を教えてはならない（進入路横に設置されたコンクリート供試体に触れてはならない）。
- (3) 旧グリンデル下東電巡視路：第4条において認められた利用団体に対し、運営団体の長が門扉の解錠方法を通知することとする。なお、第4条に定める利用団体以外の者にこの解錠方法を教えてはならない。また、安曇橋から奈川渡ダム間は進入を禁止とする。
- (4) 大白川発電所横進入路：門扉は付いていないが、安全に留意してこのスロープを利用し、スロープ以外の船舶の上げ下ろしを禁ずる。
- (5) ちゅうじ食堂下進入路：第4条において認められた利用団体は、ちゅうじ食堂の駐車場を利用する。その際はちゅうじ食堂に迷惑をかけないようになるべく離れた場所に駐車し、ちゅうじ食堂に対して利用することの断りを入れる。
- (6) (1)～(5)における細則は湖面利用規程にて定めることとする。

（湖面利用の禁止）

第8条

以下の項目は周辺地域への影響や道路状況、安全性観点から湖面利用を禁止とする。

- 1. 禁止船舶：カートップやトレーラーで牽引するキャリアブルなど、クルマで運ぶことのできる小型のボートやエンジン付ボートの持込は禁止とする
- 2. 禁止エリア：湖面利用時における危険防止の観点から、別図1、2に示す範囲の使用を禁止・制限する。また、ダム管理者が事業を行うため必要な範囲を定めた場合には、同範囲の湖面利用を禁止する。

- (1) ダム上流500mおよび大臼川発電所下流100mの範囲は通航以外の行為を禁止する。
- (2) 前川発電所及び沢渡発電所下流100mの範囲は使用禁止とする。
- (3) 安曇橋～奈川渡ダム、旧竜島調整池及びその周辺は使用禁止とする。
- (4) ダム管理者の事業に支障が出る時。
- (5) 利用船舶は湖面利用規程に定める船舶以外は禁止とする。ただし、協議会及び管理団体が認めた船舶については、その限りでない。

3. 遊泳・キャンプ・釣りの禁止と制限

- (1) 運営団体が定める別図1・2に示す落石の危険性のある危険箇所での遊泳の禁止とする。また、立木に関しても留意して利用する事。遠泳は禁止とし運営団体が認めた船舶周辺の遊泳のみとし、その場合でもライフジャケットを必ず着用させる。
- (2) 安曇漁業協同組合が定める禁漁区間（稲核ダム下流100メートルから奈川渡ダム上流500メートルの区間）を遵守させるとともに、船舶（エンジンの有無問わず）を用いての釣りを禁止とする。
- (3) 河川区域内でのキャンプを禁止する。
- (4) (1)～(3)における細則は必要に応じて湖面利用規程にて定めることとする。

4. その他 禁止及び留意事項

- (1) 乗鞍上高地地域（長野県）において大雨警報・洪水警報・暴風警報等気象庁発令の警報が発令されているとき。
- (2) 各警報が解除された場合は、運営団体がダム管理者に連絡を取り確認する。
- (3) ダムの放水中は湖面利用を禁止とする。
- (4) 風量規制は特別設けないが、運営団体が判断することとする。
- (5) 上記の他、運営団体が危険と判断したとき。
- (6) (1)～(5)における細則は必要に応じて湖面利用規程にて定めることとする。

(安全対策)

第9条

利用団体は、湖面の安全利用の観点から対策を講じなければならない。

1. 湖面利用にあたっては水位変動がある事を理解し、安全対策を講ずるものとする。
2. 湖面利用時にライフジャケット・ヘルメットの着用等、必ず安全対策を講ずるものとする。
3. 利用団体は、社内において安全確保に向けた安全講習・研修会の企画・実施を行うこととする。
4. 1～3における細則は必要に応じて湖面利用規程にて定めることとする。

(車輛等の駐車)

第10条

地域住民の迷惑や交通の妨げにならないように、別図1、2に示す範囲外での車輛等の駐車を禁止する。

(遵守事項)

第11条

ダム湖の水質保護及びダム湖周辺環境保護の観点から、以下の行為を徹底または禁止。

1. 給油等水質に悪影響を与える可能性のある行為を禁止とする。油の流出等、水質悪化発生、発見時は速やかに運営団体に連絡する事とする。
なお、水質に悪影響をあたえる事故等が発生した場合の処理に関わる費用については原因者である利用団体が負担することとする。
2. ゴミ等の持ち帰りを徹底することとする。
3. あずさがわ3ダム湖への外来生物持ち込みは禁止する。
4. 1～3における細則は必要に応じて湖面利用規程にて定めることとする。

(迷惑行為の禁止)

第12条

あずさがわ3ダムの利用はダム管理者並びに地域住民の理解の上で利用出来ることを十分に理解し、地域の居住環境に支障や損害、騒音、妨害等迷惑にあたる行為を禁止する。明らかな故意による迷惑行為や目的外の利用が発覚した場合は、協議会と運営団体と協議を行い除名することとする。除名に対して意義申し立てはできない。また、年会費及び利用料の返金はしない。

(事故等への対応)

第13条

湖面利用において発生したすべての事故については自己責任とする。万一事故が発生した場合、河川法、海上衝突予防法、水難救助法、及び長野県条例等を準拠し処理することとする。

貯水池周辺において各種事故が発生・発見した場合は速やかに別紙-2のとおり連絡することとする。

1. 利用団体がすでにアクシデントチャートがある場合は管理団体に提出する事とする。
 2. 事故が発生した場合、主催した利用団体は利用団体事務所を対策本部として開設し参加者を含む参加者の関係者やマスコミへの対応にあたることとする。
- (3) (1)～(2)における細則は必要に応じて湖面利用規程にて定めることとする。

(外来生物への対応)

第14条

あずさがわ3ダムにおいて特定外来生物に指定されている生物を捕獲した場合、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、あずさがわ3ダム外への持ち出しを禁止する。

(大会及びイベント等の開催)

第15条

大会等の開催により湖面を利用したい場合は、運営団体に別紙-3(大会等開催届兼誓約書)を提出し、了解を得た後、運営団体が協議会ほか関係機関に必要な申請及び連絡等を行うこととする。また、必要に応じて湖面利用規程にて定めることとする。

(取材の調整)

第16条

1. 取材の申し出が出た場合は、運営団体に届出し了解を得た後、運営団体がダム管理者ほか関係機関に連絡をする。
2. あずさがわ3ダム上空の撮影を行う場合は、運営団体がダム管理者と協議のうえ、関係機関に連絡をする。ダムの運用に支障をきたすこと、管理設備や湖岸に損傷を与えること、または、構造物の設置により貯水池容量の減少や疎通能力の阻害など本来ダムが持つべき機能を低下させる事故等あった場合の処理に関わる費用については原因者が負担することとする。各種事故が発生・発見した場合は速やかに別紙-2のとおり連絡することとする。
3. 取材に関わる人及び船舶は、原則として登録しなければならない。
4. 取材者は、利用規則並びに関係法令を遵守しなければならない。
5. ここに定めのない事項についてダム管理者から指示があった場合は、取材者はこれを遵守しなければならない。
6. 1～5における細則は必要に応じて湖面利用規程にて定めることとする。

(地域交流)

第17条

あずさがわ3ダムを管理保全する機関や自治体及び地域住民等に感謝し、地域との相互理解のもと円滑に湖面利用を行えるよう、地域貢献活動や地域交流事業に参加協力することとする。

(規則の遵守及び罰則)

第18条

以上の利用規約に従い、安全快適な湖面利用を心掛けることとする。また、この利用規約に定めるもののほか、必要な事項については、運営団体が協議会の承認を得た上で別に定めることができることとする。

この規約に2回以上の違反をした場合、もしくは、協議会や運営団体の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたことを確認した場合は、協議会役員とダム管理者、運営団体において協議し出席した3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。除名に対して意義申し立てはできない。また、年会費及び利用料の返金はしない。

附則 この規約は、令和元年7月11日から施行する。